

令和3年8月から

食費・居住費(滞在費)の負担軽減の判定基準と軽減内容が変更となります

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象となる方の要件と食費の費用負担額が変更されます。

対象者の判定基準が一部変更となります

- ・利用者負担第3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入等の要件が設定されます。
- ・預貯金等について、一律単身1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、本人の収入等に
応じた金額に変更されます。

○制度対象者と利用者負担段階（変更は下線部）

利用者負担段階	所得要件	預貯金等合計
第1段階	生活保護受給者等	
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円以下
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超

※令和2年中の収入・所得に基づいて判定します。

※年金収入額には、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※第2号被保険者（40～64歳）の方は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は単身1,000万円（夫婦は2,000万円）以下が要件となります。

※上記の要件に該当しない方は、対象外となります。

※上記の対象とならない方は、負担限度額認定が適用されませんが、食費・居住費の特例減額措置の制度があります。詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

食費の費用負担額が一部変更となります

- ・施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

○一日あたりの費用限度額（変更は下線部）

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）				
		多床室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	<u>390円</u> (600円)	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	<u>650円</u> (1,000円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	<u>1,360円</u> (1,300円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

※短期入所（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額となります。